

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年11月17日 09時00分ごろ～17時40分ごろの間）（医師による船長死亡推定時刻：17日13時ごろ）
発生場所	不明（鹿児島県南種子町 ^{たね} 浜田鼻付近）
事故の概要	漁船 ^{きち} 幸丸は、刺し網漁の目的で出航した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年12月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸丸、0.58トン KG3-8904（漁船登録番号）、個人所有 5.56m（Lr）×1.50m×0.32m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、昭和56年8月25日
乗組員等に関する情報	船長 89歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月15日 免許証交付日 平成31年3月22日 （令和6年11月1日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向東、波高約0.8m、水温 約24℃
事故の経過	本船は、和船型の船外機船であり、船長が1人で乗り組み、いせえび刺し網漁の揚網の目的で、令和4年11月17日09時00分ごろ、南種子町 ^{ひろた} 広田港を出航した。 船長の家族は、15時30分ごろ、ふだん14時ごろまでに帰宅していた船長が帰宅しなかったため、船長が所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）の組合員（以下「組合員A」という。）に相談した。 組合員Aは、僚船数隻と共に本船がふだん操業していた浜田鼻付近

の捜索を開始するとともに、漁協職員が海上保安庁及び消防署に本事故の発生を通報した。

捜索を行っていた僚船の1隻は、17時40分ごろ、浜田鼻付近の海岸に漂着している船体を沖合から発見したものの、浅瀬で接近できず、漁協組合員数人が陸路で発見場所に向かい、21時10分ごろ、無人の状態の本船を確認した。(写真1参照)



写真1 確認時の本船

船長は、18日10時07分ごろ、本船の東方海岸にうつ伏せの状態に漂着しているところを防災ヘリコプターに発見されて揚収され、病院に搬送された後、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が17日13時ごろと検案された。

本船は、後日、漂着場所で解体処分された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、約50年以上の刺し網漁の経験を有し、ふだん、1人で乗り組み、浜田鼻付近の浅礁海域で操業を行っており、出航時、船長に特に変わった様子はなかった。

本船の刺し網漁は、両端にブイと錘おもりが付いた、1反が長さ約30m、網丈約1.5mの刺し網を浅礁海域の岩と岩との間付近に10反程、順次敷設していき、翌日か翌々日に揚網していせえびを漁獲するものであり、船長は、ふだん、朝09時ごろ出航して操業し、14時ごろには帰航していた。

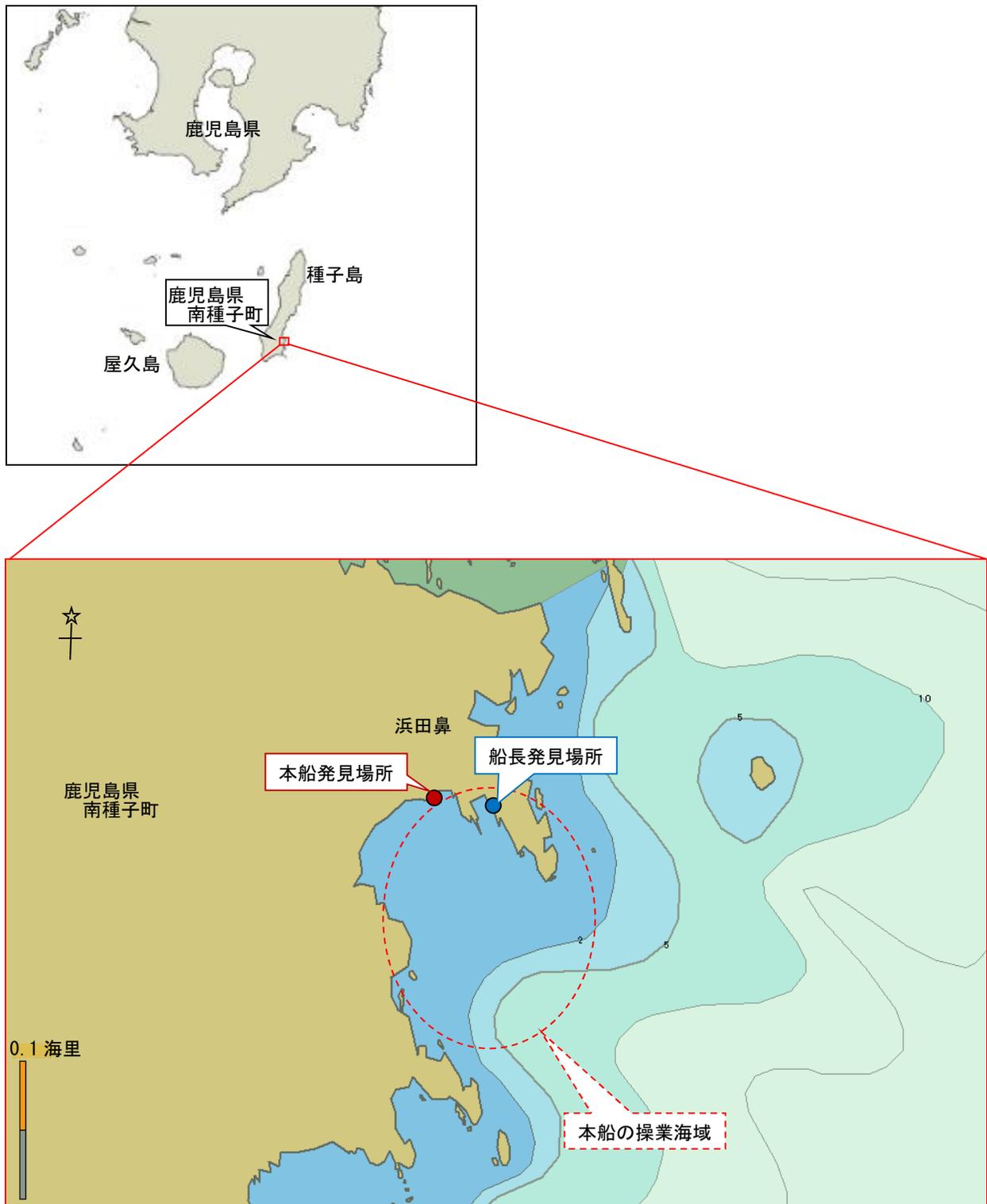
組合員Aは、自身も刺し網漁を行っており、ふだん、船長が波の立つ浅礁海域で操業しているのを見掛けた際、船長が、漁の経験が豊富であり、海象や地形等を熟知しているので、同海域で操業できるであろうと思っていた。

組合員Aは、ふだん、船長が右舷船尾で中腰の姿勢になり揚網しているところを目撃していたので、本事故当時、船長が、ふだんと同じ姿勢で揚網中、波により船体が動揺した際に体勢を崩して落水したのではないかと本事故後に思った。

船長は、ふだん、携帯電話を所持しておらず、発見された際、カッパの上下を着用し、救命胴衣を着用していなかった。

	<p>本船の操業海域は、水深が二十数mから数mに急激に変化しており、組合員Aは、同海域を波が立つ危険なところであると思っていたので、同海域で操業したことはなかった。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では砕波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくるとは、水深と海底勾配に關係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって砕波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 あり</p> <p>船長の死因は、短時間での溺死であった。</p> <p>船長は、09時00分ごろ出航した後、17時40分ごろ海岸に漂着した本船が発見され、医師により死亡推定時刻が13時ごろと検案されたことから、13時ごろ落水して短時間で溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、浜田鼻付近の浅礁海域において、本船の右舷船尾で中腰の姿勢になり揚網作業中、磯波により船体が動揺した際、体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、浜田鼻付近の浅礁海域において揚網作業中、本船から落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯波が発生する海域において操業する小型漁船の船長は、沖合からの波浪状況に注意し、安定した姿勢で慎重に操業を行い、波高が高い場合は、必要に応じて操業を中止すること。 ・小型漁船の船長は、暴露甲板上においては救命胴衣を適切に着用すること。 ・小型漁船の船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図



一般財団法人日本水路協会 航海用電子参考図 new pec (ニューベック) 使用